

警 告 書

全国の動物行政に携わる職員の皆様へ

二本松アニマルポリス
「二本松アニマルポリス」で検索できます
〒960-8066福島市矢剣町11-3
星野節子024-563-7650 (tel fax)

二酸化炭素処分は、苦痛死ですので、これを『安楽死』とする広報は絶対にお断りします。

下関市役所が、同市が21年4月から稼働させている『セポフルラン処分機』を世界初の安楽死処分機であると広報していることからしても二酸化炭素処分機は苦痛死ということが明らかです。二本松アニマルポリスへは、多くの有志から「行政の処分方法は苦痛死だとテレビで見ましたが、行政側が安楽死だとアピールするため、少なからず去勢不妊推進の弊害となってしまう。どうやって、行政による嘘を阻止したら良いの？」という相談がありますので、当方は、以下のようなアドバイスを始めました。

- 1、行政官とのやりとりをICレコーダーに録音して、個々のサイトへアップし、国民に審判してもらおうように向けるように。
- 2、安楽死であると虚偽のアピールをする自治体の広報紙を、個々のサイトへアップして、下関市役所の広報と対比するように。
- 3、行政を相手どって、裁判・調停を起こすように。

裁判等で主張すべき点は、

処分場は行政の私物ではなく『公共物』であるので、致死過程の公開を拒むのは『国民の知る権利』を阻むので違憲である。

行政が致死過程の開示を拒むのは、永年に渡って、実際には苦痛死を行っているにもかかわらず、安楽死だとアピールしてきたため、嘘がバレると、訴訟を提起されやすくなるからなのか？ 正直に答えよ。

安楽死だと嘘をつくのは、首長の命令によるものなのか、担当課の暴走によるものなのか、答えよ。

下関市役所が21年4月から稼働の新処分機を『世界初、安楽死処分機を導入』とアピールしていることも、「二酸化炭素処分機は苦痛死だ」ということの証である。

これ以上、納税者の納税意欲をなくすようなデタラメな広報はやめて、去勢避妊の啓発に努めよ。

さらに、当方は『yahoo!知恵袋』へ行政処分方法が安楽死であると虚偽の書き込みをしたcosumo2800なる人物を特定する為に、警察庁長官へ捜査の上申を行います。安楽死だとする広報は、少なからず、去勢避妊普及の弊害となり、税金で処分していることから公共の福祉に反するので、警察庁が捜査に協力してくださる可能性はあります。

当方は、先に、地域猫活動の公益性を理解するようにと警察庁へ署名簿を送付したところ、警察庁生活環境課より、平15年8月14日付けで、当方の趣旨に賛同する旨の回答を頂いていますので、今回も協力してくださると信じております。

『追 記』

板橋区のように、《公開したくないものは公開しなくても良い》という悪いオマケ付きの悪い条例によって『国民の知る権利』を阻んでいる自治体もあるが、その条例自体が情報公開法に反するので、この条例の制定に携わった公務員・特別公務員らは自首を検討したらどうか。

致死過程を公開することは、去勢避妊の推進につながるはず。致死過程を見れば、普通の感性を持った人なら、こんなにも多くの動物たちが苦しみながら処分されていくのなら去勢避妊は必須と思うはず。

そういう意味でも致死過程の公開を拒むのは、処分数削減の弊害となる。今まで安楽死だと嘘の広報をしてきた行政官は、公共の福祉に反するので公務員法に抵触する。

即刻、法律違反を自覚し、自首を検討したらどうか。

21年8月22日